

船橋市シルバーカード発行に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者を対象に緊急時の身元および連絡先を確認し、速やかな対応ができることを目的とする「シルバーカード」の発行に関する必要な事項を定める。

(発行対象)

第2条 シルバーカードは、市内に住所を有する満65歳以上の方で発行を希望する方に対して発行する。

(申請)

第3条 シルバーカードの発行を希望する方はシルバーカード申込書に氏名・住所・電話番号を記入のうえ、返信用封筒を添えて申請をする。なお、申請は次の方法による。

- (1) 高齢者福祉課へ持参及び郵送
- (2) 各出張所及び各連絡所の福祉ガイドコーナーへ持参

(発行)

第4条 発行申請を受付後、申請者の氏名・住所・生年月日を確認し、シルバーカードを作成し、返送するものとする。

附 則

この要綱は、平成11年12月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。